

平成29年 No.12

○東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程

改正理由

博士課程のカリキュラムに必修科目を設けることに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 3 月21日 大学院連合学校教育学研究科委員会 審議・承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 3 月22日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第 8 号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成 8 年規程第 7 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：博士課程のカリキュラムに必修科目を設けることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (履修方法) 第10条 学生は、連合学校教育学研究科において開設される授業科目について、指導教員の指導により、<u>必修科目を含め、20単位以上を修得しなければならない。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。</u> <u>2 この規程による改正後の第10条の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。</u>	〔省略〕 (履修方法) 第10条 学生は、連合学校教育学研究科において開設される授業科目について、指導教員の指導により、20単位以上を修得しなければならない。 〔省略〕